津市水道料金減免取扱要綱

平成２７年７月１日

改正　令和２年３月３１日

（趣旨）

第１条　この要綱は、津市水道事業給水条例（平成１８年津市条例第２２２号。以下「条例」という。）第３３条の規定に基づき、水道料金（以下「料金」という。）の減額又は免除（以下「減免」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（漏水による減免）

第２条　漏水による料金の減免は、給水装置の使用者又は所有者（以下「使用者等」という。）が善良なる管理をしたにもかかわらず、メーター器から下流側で生じた不可抗力による給水装置における漏水であって、発見後、適切な処置がされていると津市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるものについて行うものとする。

（漏水による減免の対象外）

第３条　次の各号のいずれかに該当する場合は、漏水による料金の減免は行わないものとする。

⑴　津市水道事業指定給水装置工事事業者以外の者が給水装置を修理した場合

⑵　水洗便所、給湯器、湯沸器、温水器、水冷式冷蔵庫、クーラー、製氷機、クーリングタワー、太陽熱温水器、ボイラー等の給水用具本体の損傷又は故障により漏水した場合

⑶　使用者等が同一の漏水箇所において、漏水を発見した日以前１年間に漏水による料金の減免の適用を受けている場合

⑷　使用者等の故意又は過失により漏水した場合

⑸　漏水の事実を知り、又は点検時に漏水を指摘された日から修理その他の処置を１２０日以上怠った場合

⑹　その他使用者等が善良な注意義務を怠ったと認められる場合

（メーター器の異状による減免）

第４条　メーター器の異状による料金の減免は、使用者等の故意又は過失によ

るメーター器の機能を阻害する行為がなく、メーター器の故障、異物混入その他の原因で使用者等が使用しなかったと推定される水量（以下「異常水量」という。）が認められる場合について行うものとする。

（濁水等の放水による減免）

第５条　濁水等の放水による料金の減免は、管理者の指示による放水があった場合又は使用者等の責めに帰することができない事由による放水があった場合について行うものとする。

（算定基礎水量の認定）

第６条　算定基礎水量は、漏水又は異常水量が認められた月において使用したと推定される水量とし、原則として前年同期の使用水量とする。ただし、前年同期の使用水量とすることが適当でないと管理者が認める場合は、前３箇月間（２箇月検針の場合は、前半年間）の平均水量又は漏水修理後若しくはメーター器の異状改善後の使用実績水量を算定基礎水量とする。

（減免料金の算出方法等）

第７条　第２条の規定による減免の料金は、検針水量から算定基礎水量を減じた水量（以下「漏水量」という。）に別表の規定を適用して算出した減免控除率を乗じて得た水量に相当する料金とする。この場合において、漏水の倍率は、検針水量を算定基礎水量で除して得た数（その数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）とする。

２　漏水量が、５００立方メートル（２箇月検針の場合は、１，０００立方メートル）以上の場合については、別表の規定にかかわらず、控除率は、５０パーセントとする。

３　第４条の規定による減免の料金は、管理者が認定した異常水量の全水量相当分の料金とする。

４　第５条の規定による減免の料金は、管理者が認定した放水量の全水量相当分の料金とする。

（減免対象期間）

第８条　漏水による料金の減免は、原則として１期分とする。ただし、修繕工事等が長期にわたる場合、漏水箇所の発見が困難な場合等管理者が特に必要と認める場合は、２期分までを対象とすることができる。

（申請書の提出）

第９条　漏水による料金の減免を受けようとする使用者等又はその委任を受けた代理人は、別に定める水道料金減免申請書を管理者に提出しなければなら

ない。

２　前項の規定による提出は、減免の対象となる期分の料金の納入期限日の翌日から起算して２年以内に行わなければならない。

（減免の特例）

第１０条　給湯管その他の給水用具の下流側で給水用具本体から直結し、給水管から有圧のまま給水を行う水管における漏水の場合において、使用者が地下、床下、壁面内部等漏水の発見が困難であると認められるときは、料金を減免することができる。

第１１条　貯水槽のボールタップ、バルブ等の装置の故障又は貯水槽本体の発見困難な箇所の損傷による漏水の場合において、管理者が特に必要があると認めるときは、料金を減免することができる。この場合において、控除率は、４０パーセントとする。

２　前項の規定により、料金の減免を受けようとする使用者等は、当該装置の改善等について管理者の指示に応じるとともに、管理者に誓約書を提出しなければならない。

３　第１項の規定は、同一使用者等に対して、同一の漏水箇所につき、原則として１回の適用とする。ただし、漏水を修理した日の翌日から起算して５年を経過した日以後に、同一の漏水箇所において不可抗力による漏水が再度発生した場合は、この限りでない。

第１２条　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定に基づく生活扶助、教育扶助、住宅扶助又は医療扶助を受けている使用者等については、別表の規定にかかわらず、控除率は、８０パーセントとする。この場合において、当該使用者等は、第９条第１項の規定による提出の際に、社会福祉事務所長の発行する生活保護受給証明書を管理者に提出しなければならない。

第１３条　条例第２４条並びに第２５条第１項及び第２項の規定の適用を受ける共同住宅等の漏水において、管理者が特に必要があると認めるときは、共同住宅等の各戸に設置されたメーター器から下流側の漏水について、料金を減免することができる。

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２７年７月１日から施行する。

２　改正後の津市水道料金減免取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に

受領された申請に係る減免について適用し、同日前に受領された申請に係る減免については、なお従前の例による。

附　則（令和２年３月３１日）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表（第７条、第１２条関係）

漏水による減免控除率表

検針水量（㎥） （２箇月検針） （１箇月検針）	漏水の倍率										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 ～
1～20 1～10	40	42	44	46	48	50	52	54	56	58	60
21～40 11～20	42	44	46	48	50	52	54	56	58	60	60
41～60 21～30	44	46	48	50	52	54	56	58	60	60	60
61～80 31～40	46	48	50	52	54	56	58	60	60	60	60
81～120 41～60	48	50	52	54	56	58	60	60	60	60	60
121～200 61～100	50	52	54	56	58	60	60	60	60	60	60
201～400 101～200	52	54	56	58	60	60	60	60	60	60	60
401～600 201～300	54	56	58	60	60	60	60	60	60	60	60
601 以上 301 以上	56	58	60	60	60	60	60	60	60	60	60